

環境影響評価法（抄）

（準備書の作成）

第 14 条 事業者は、（略）対象事業に係る環境影響評価を行った後、当該環境影響評価の結果について環境の保全の見地からの意見を聴くための準備として、（略）環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）を作成しなければならない。

（準備書の送付等）

第 15 条 事業者は、準備書を作成したときは、（略）、対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域を管轄する都道府県知事及び関係地域を管轄する市町村長（以下「関係市町村長」という。）に対し、準備書及びこれを要約した書類（次条において「要約書」という。）を送付しなければならない。

（準備書についての公告及び縦覧）

第 16 条 事業者は、前条の規定による送付を行った後、準備書に係る環境影響評価の結果について環境の保全の見地からの意見を求めるため、環境省令で定めるところにより、準備書を作成した旨その他環境省令で定める事項を公告し、公告の日から起算して一月間、準備書及び要約書を関係地域内において縦覧に供するとともに、環境省令で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

（説明会の開催等）

第 17 条 事業者は、環境省令で定めるところにより、前条の縦覧期間内に、関係地域内において、準備書の記載事項を周知させるための説明会（以下「準備書説明会」という。）を開催しなければならない。この場合において、関係地域内に準備書説明会を開催する適当な場所がないときは、関係地域以外の地域において開催することができる。

2 第七条の二第二項から第五項までの規定は、前項の規定により事業者が準備書説明会を開催する場合について準用する。この場合において、同条第三項中「第六条第一項に規定する地域」とあるのは「第十五条に規定する関係地域」と、同条第四項中「第二項」とあるのは「第十七条第二項において準用する第二項」と、同条第五項中「前各項」とあるのは「第十七条第一項及び第二項において準用する前三項」と読み替えるものとする。

（準備書についての意見書の提出）

第 18 条 準備書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、（略）、事業者に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

（準備書についての意見の概要等の送付）

第 19 条 事業者は、前条第 1 項の期間を経過した後、関係都道府県知事及び関係市町村長に対し、同項の規定により述べられた意見の概要及び当該意見についての事業者の見解を記載した書類を送付しなければならない。

（準備書についての関係都道府県知事等の意見）

第 20 条 関係都道府県知事は、前条の書類の送付を受けたときは、(略)、政令で定める期間内に、事業者に対し、準備書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べるものとする。

2 前項の場合において、当該関係都道府県知事は、期間を指定して、準備書について関係市町村長の環境の保全の見地からの意見を求めるものとする。